

# 平成29年度防火管理講習について（ご案内）

松阪地区広域消防組合

## 1. 講習の目的

消防法第8条により、一定規模以上の防火対象物にあっては、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わなければなりません。

当講習は、消防法第8条第1項に定める防火管理者として必要な資格を取得することを目的とします。

## 2. 防火管理者を選任し、消防計画を定めなければならない事業所等

区 分	収容人員	建 物 の 延 面 積 防火管理者の資格	
		主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	
特定防火対象物 不特定多数の人が出入する事業所等 〔集会所、遊技場、飲食店、物品販売店、ホテル、病院、幼稚園、養護学校、上記以外の福祉施設等〕	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
		甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者
非特定防火対象物 特定防火対象物以外の事業所等 〔共同住宅、学校、事務所、図書館、寺院、工場、倉庫その他の事業所等〕	50人以上	500㎡以上	500㎡未満
		甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

\*収容人員の算定方法（消防法施行規則第1条の3抜粋）

◎集会所等 従業員の数＋客席の数 {固定式椅子席の数（長いすは0.4mごとに1人）  
＋その他の部分（0.5㎡ごとに1人）}

◎飲食店等 従業員の数＋客席の数 {固定式椅子席の数（長いすは0.5mごとに1人）  
＋その他の部分（3㎡ごとに1人）}

◎物品販売店 従業員の数＋従業員以外の者が使用する部分 {飲食・休憩に使用する部分（3㎡ごとに1人）＋その他の部分（4㎡ごとに1人）}

◎工場・作業場 従業員の数

## 3. 受講者の資格

防火管理業務を適切に遂行することができる管理、指導すべき立場にある方

## 4. 講習日時

回数	講習種別	講習日	受付期間
第1回	甲種新規	6月22日(木)、23日(金) (2日間受講)	管内 6月5日(月)～6月16日(金)
	乙種	6月22日(木)	
第2回	甲種新規	6月28日(水)、29日(木) (2日間受講)	管外 6月12日(月)～6月16日(金)
	乙種	6月28日(水)	
第3回	甲種新規	11月29日(水)、30日(木) (2日間受講)	管内 11月13日(月)～11月24日(金)
	乙種	11月29日(水)	
第4回	甲種再講習	12月7日(木)	共通 11月20日(月)～12月1日(金)

講習時間は甲種新規、乙種は、9時00分～16時00分、甲種再講習は、9時00分～11時30分

## 5. 講習会場

松阪市川井町1001番地1 松阪地区広域消防組合消防本部

## 6. 定員

甲種新規、乙種は、各回90名

甲種再講習 30名

## 7. 受講手続

- (1) 受講希望者は、受講申請書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ松阪地区広域消防組合消防本部予防課に提出してください。 ※ 郵送不可
- (2) 受講料は無料ですが、テキスト代として次のとおり必要となりますので、消防本部予防課に受講申請書を提出する時に持参してください。

甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習

- ① 一般の方 (4,000円)
- ② 松阪地区防火協会に入会されている事業所の方 (2,000円)

甲種防火管理再講習

- ① 一般の方 (1,500円)
  - ② 松阪地区防火協会に入会されている事業所の方 (1,000円)
- ※ (②の方は、「松阪地区防火協会受講者証明書」を添付してください。)

## 8. 講習の申し込み期間

受付期間欄の管内は、松阪市、多気町、明和町内の事業所にお勤めの方、または在住の方  
管外は、それ以外の方となり、受付期間が異なります。受付期間内でも定員になり次第締め切ります。また、管内の受付で定員に達した場合は管外の受付はありません。  
受付時間は、平日の8時30分～17時15分です。

## 9. その他

- (1) 昼食は、各自でご準備ください。 ※駐車場の都合上、昼休憩に車両を出すことはできません。
- (2) 消防設備点検資格者講習・自衛消防業務講習の既修者は講習科目の一部が受講免除されます。受講免除の申請には、上記講習の修了証、又は免状の写しが必要です。
- (3) 受講申請書及びその他の資料は、最寄りの消防署、消防分署にあります。また、「松阪地区広域消防組合」のホームページからダウンロードすることができます。

問い合わせ先

〒515-0818 松阪市川井町1001番地1

松阪地区広域消防組合消防本部予防課

TEL0598-25-1412

URL <http://www.mie-matsusaka119.jp/>